

ガイドライン推進宣言事業所ステッカーのご活用について

本会では、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン推進京都会議」の参画団体として、商工会各本支所窓口にて、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」を交付しています。

感染防止対策の普及と施設(店舗)の利用促進のため、積極的にステッカーをご活用ください。

このステッカーは、自らガイドラインに基づく適切な感染防止策を実施していることを宣言した事業者が、ガイドラインを遵守している施設(店舗)であることを利用者にお知らせするために店頭へ貼付いただくものです。

ステッカー交付の流れ

①次のいずれかのガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症対策を実施してください。

ア 業種別ガイドライン

内閣官房HP (「内閣官房 業種別ガイドライン」で検索)

イ より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)

ウ 京都府「感染拡大防止ガイドライン(例)(標準的対策)」

なお、アイウのガイドラインの詳細等は、京都会議HPからご確認もしくは、下記へお問合せください。

②ステッカーを入手

ガイドラインに基づき適切な感染予防対策に取り組むことを宣言し、ステッカーの交付申込みを行ってください。

《②-1 窓口へ申し込む場合》

商工会本支所窓口までお越しいただき、申込書(=ガイドライン推進宣言)を記入し手続きください。ステッカー(直径113mmの円形)をその場でお渡しします。(商工会HPもしくは下記②-3より申込書を印刷し窓口へ持参いただいても結構です)

《②-2 京都会議HPへ申込、ステッカーをダウンロードする場合》

- 京都会議宛にステッカー交付申込(=ガイドライン推進宣言)
- メールに記載されたアドレスからステッカー(PDF)をダウンロード(店舗・事業所名印字済)

《②-3 京都会議HPで申し込み、ステッカー現物を窓口で受け取る場合》

- 京都会議HPから交付申込(=ガイドライン推進宣言)
- 申込完了メールが届きます
- メールに記載されたアドレスから申込書を印刷の上、商工会本支所窓口へ持参し、ステッカーを受取

《②-4 上記①イの観光事業者用ガイドラインに取り組む場合》

京都市観光協会専用HP (<https://kyoto-form.jp/>)より申込してください。

③店頭など見やすい場所に貼付

お客様から見やすい場所にステッカーを貼っていただき、ガイドライン推進宣言事業所であることを表示してください。

GoTo Eat
キャンペーン事業
への参加条件です

地域経済動向調査『D.I』報告

	8月	9月	前月比	前年同月値	8月	9月	前月比	前年同月値
業種	産業全体				織物業			
売上額	▲69.3	▲52.5	16.8	5.0	▲86.4	▲81.8	4.5	0.0
採算	▲48.5	▲45.5	3.0	▲1.0	▲50.0	▲54.5	-4.5	▲9.1
資金繰り	▲40.6	▲28.7	11.9	▲5.9	▲45.5	▲40.9	4.5	0.0
業況	▲71.3	▲56.4	14.9	▲25.7	▲95.5	▲90.9	4.5	▲40.9
業種	機械金属業				工業(食品製造業)			
売上額	▲100.0	▲100.0	0.0	▲44.4	▲77.8	▲44.4	33.3	22.2
採算	▲88.9	▲88.9	0.0	▲22.2	▲55.6	▲55.6	0.0	0.0
資金繰り	▲77.8	▲55.6	22.2	▲11.1	▲66.7	▲33.3	33.3	▲11.1
業況	▲100.0	▲100.0	0.0	▲66.7	▲77.8	▲66.7	11.1	▲22.2
業種	建設業				商業			
売上額	▲46.7	▲20.0	26.7	20.0	▲72.2	▲66.7	5.6	11.1
採算	▲46.7	▲26.7	20.0	0.0	▲50.0	▲50.0	0.0	11.1
資金繰り	▲33.3	▲13.3	20.0	▲13.3	▲27.8	▲38.9	-11.1	▲5.6
業況	▲60.0	▲26.7	33.3	20.0	▲77.8	▲77.8	0.0	▲33.3
業種	観光業				サービス業			
売上額	▲10.0	70.0	80.0	10.0	▲77.8	▲77.8	0.0	5.6
採算	10.0	60.0	50.0	▲10.0	▲55.6	▲77.8	-22.2	11.1
資金繰り	▲10.0	50.0	60.0	▲30.0	▲38.9	▲44.4	-5.5	11.1
業況	40.0	80.0	40.0	▲20.0	▲88.9	▲66.7	22.2	▲22.2

◎市内事業所(約100社程度)を、ヒアリングした景気動向結果を指標化し、「D.I」値としています。

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



Be a Great Small.
中小機構

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~
加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。
小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
と検索いただけます。
チャットで質問可能です
小規模企業共済

京都府最低賃金のお知らせ

令和2年度の京都府最低賃金に係る審議は終了し、引き続き時間額909円が適用されます

時間額/909円
令和元年10月1日から



若手事業者募集中!
申込・詳細は京丹後市商工会
青年部事務局まで!
TEL 0772-62-0342

青年部に出来ること!

こんな時だからこそ京丹後市の
子供達に笑顔届けたい!!

今年もやります「サンタの宅配2020」

どんな形で出来るかは今検討中ですが、感染症対策を徹底し、今年もクリスマス・イブに皆さんのお宅にサンタクロースがプレゼントをお届けします。

詳細は11月上旬に京丹後市商工会青年部ホームページに記載しますので、申込希望される方はご確認ください。



女性部だより

女性部員募集中

私達と共に、女性部の活動に参加しませんか?
商工会女性部事務局
TEL: 62-0342 FAX: 62-3553

今年の「きぬの果」販売事業は、新型コロナウイルスの影響で、例年より遅い7月から開始し、9月末に行った包装作業で今年は終了です。



(きぬの果 包装作業の様子)



※女性部員の事業所紹介冊子が
11月上旬に完成予定です。

今後の事業予定 12/25 寄せ植え講習会

